

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	教育改革室	1頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育改革室	1頁
告 示	三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示	教育総務室	2頁
訓 令	三重県教育委員会継情報等管理規程の一部を改正する訓令	教育総務室	2頁
	三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与室	2頁
人事異動	三重県立図書館協議会委員の任命及び委嘱について	社会教育・文化財保護室	3頁

規 則

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年七月二十八日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十五号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の頂高等学校の欄中

「三重県立上野農業高等学校」を「

三重県立上野農業高等学校
三重県立伊賀白鳳高等学校

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年七月二十八日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十六号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表一中

「

三重県立上野農業高等学校	全日制	食糧科学科、畜産園芸科	
--------------	-----	-------------	--

」を

三重県立上野農業高等学校	全日制	食糧科学科、景観園芸科	
三重県立伊賀白鳳高等学校	全日制	機械科、電子機械科、工業デザイン科、生物資源科、フードシステム科、経営科、ヒューマンサービス科	に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第20号

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成20年7月28日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱規程（昭和25年三重県教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱

第1条第1項中「規程」を「要綱」に改める。

第3条中「氏名」を「名前」に改める。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式中「氏 名」を「名 前」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

訓 令

教委訓第8号

局内一般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成20年7月28日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理規程（平成16年3月29日教委訓第8号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱

第1条、第2条及び第9条中「規程」を「要綱」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教委訓第9号

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成20年7月28日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

三重県教職員住宅管理要綱

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人 事 異 動

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び三重県立図書館協議会条例（昭和25年三重県条例第62号）第2条第2項の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を任命及び委嘱します。

平成20年7月23日

三 重 県 教 育 委 員 会

任命（任命年月日 平成20年7月23日）

渡 辺 久 孝

委嘱（委嘱年月日 平成20年7月23日）

安 達 宗 子

茅 谷 千 恵 子

小 山 憲 司

杉 松 道 之

水 谷 正

山 崎 美 幸

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社